



2 救急業務の体制に関する検討

②指導救命士のあり方

2 救急業務の体制に関する検討

(1) 指導救命士に関するこれまでの議論

令和7年度救急業務のあり方に関する検討会 構成員からの主なご意見

『特定行為の一定の施行経験』『教育指導・研究発表の豊富な経験』の具体化について

- 特定行為の経験数を指導救命士の認定要件に盛り込むことは必ず必要であると思う。基本的な要件となる件数は提示しつつ、地域のMCにおいて、地域の実情に応じて修正できる余地を残すべきではないか。
- 特定行為について一定の施行経験があることが適切であるという議論が過去にもあったことから、その経験数についても、全国統一的な数値として収斂させていく方がよいのではないか。
- MC研修体制や、事例数の違いがある中で、地域に応じて要件を定めているため、全国一律で示さなくてもよいのではないか。

指導救命士の認定要件として、すべての特定行為の認定を受けることを新たに位置付けることについて

- 地域によっては、気管挿管の認定が進まないところもあることも考慮するべきではないか。

指導救命士に対するインセンティブについて

- 指導救命士とはどういう役割、どういうメリットがあるのかということを明確にするべきではないか。
- 例えばシアトルでは、指導救命士になると、給与が上がるという事例もあると聞いており、待遇を上げることでモチベーション向上につながるのではないか。
- 指導救命士のモチベーションを高めるために、何らかのメリットを持たせるのがよいのではないか。

指導救命士が継続して救急救命士の教育やMC協議会において役割を担う体制について

- 現場で経験したことよりも、より指導能力やMCと適切に対話ができるか、などの能力を重視して指導救命士を配置していると認識している。
- 可能であれば統一的な更新の基準が必要であると思うが、地域によって更新が難しくならないような基準となるように考慮するべき。
- MC協議会への関与に関する実績を更新の要件として示す場合には、具体例を示すなどして基準を設けないといけない。

2 救急業務の体制に関する検討

(1) 指導救命士に関するこれまでの議論

救急業務のあり方に関する検討会中間とりまとめ(令和8年3月31日) (抜粋)

(指導救命士のあり方について)

- 指導救命士の認定要件のうち、「特定行為について、一定の施行経験を有する者」、「消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有する者」という要件を採用している都道府県メディカルコントロール協議会は、それぞれ約7割弱と他の要件の採用率より低く、指導救命士の認定要件に地域差があることも事実である。全国的な指導救命士の質の向上のため、特定行為の経験要件及び教育指導や研究発表の要件については、来年度以降、具体的に、特定行為経験症例数、教育指導や研究発表の活動実績を参考に例示することで、各地域の認定要件に組み込み易くなることが考えられる。
- 指導救命士の役割例として、救急救命士への研修、指導(主にOJTにおける救急救命士再教育の指導)、事後検証(一次検証等)の実施、フィードバック、病院実習での指導、院内研修の補助等があること、また、救急救命士による特定行為の実施件数は増加していることから、指導的立場の救急救命士として、特定行為に関する指導を行う機会もあると考えられるため、指導救命士の認定要件として、全ての特定行為の認定を受けていることを必要とすることが望ましい。
- また、救急救命士のキャリア形成の視点も踏まえ、各消防本部において、救急救命士が救急業務を指導する立場の役割に就こうとする場合、地域の実情に応じ、所定の認定要件を満たし、指導救命士の認定を受けることを必要とする取組も考えられる。
- 救急業務が高度化する中で、指導救命士の認定後もその質の維持・向上を図るため、来年度以降、本検討会において、指導救命士の更新制の導入の可否について、その具体的要件を含めて検討することとする。

全国719消防本部に対して、指導救命士の認定要件やMC活動、指導実績等に関する調査を実施

(令和8年5月12日付け消防庁救急企画室事務連絡「救急業務の体制について」)

2 救急業務の体制に関する検討

(1) 指導救命士に関するこれまでの議論

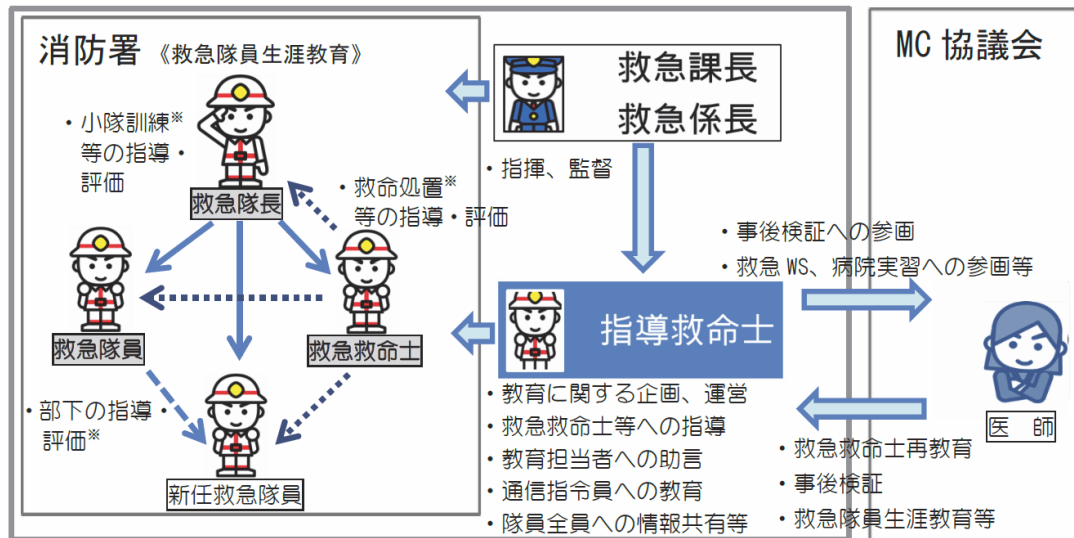
指導救命士制度開始からこれまでの流れ

- 救急救命士の増加に伴い、その教育体制の整備が求められている。平成22年度の「救急業務高度化推進検討会」において、全国で一定の質が担保された救急業務を行うためには、指導的立場の救急救命士や救急隊員の教育について全国で統一された指針が必要であるとされた。
- その後、平成24年度、25年度にかけて、あり方検討会の「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」において、救急隊員・救急救命士の教育体制の在り方が具体的に議論・検討がされ、平成25年度末に「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針」が策定された。本指針において、指導救命士の認定要件（※）、役割、教育体制の中での位置づけが明記され、都道府県MC協議会によって認定を受けること等が示されている。
【※指導救命士の認定要件の例は以下のとおり】
 - ①救急救命士として、通算 5 年以上の実務経験を有する者
 - ②救急隊長として、通算 5 年以上の実務経験を有する者
 - ③特定行為について、一定の施行経験を有する者
 - ④医療機関において、一定の期間の病院実習を受けている者
 - ⑤必要な養成教育を受けている者、もしくは一定の指導経験を有する者
 - ⑥消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表などの豊富な経験を有する者
 - ⑦所属する消防本部の消防長が推薦し、都道府県 MC 協議会が認定する者
- 平成27年度には「指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について」（平成28年 3 月31日消防救第39号消防庁救急企画室長）を発出し、指導救命士の認定を行っていない都道府県MC協議会に対して、速やかな認定開始を促すとともに、指導救命士が配置されていない消防本部に対して、指導救命士の位置づけや果たす役割を検討するように促した。
- 令和 7 年度の調査では、指導救命士の配置が、救急隊員の教育や再教育に効果があると約94%の消防本部が回答しており、指導救命士制度は一定の成果を上げていると考えられる。

指導救命士の役割

(救急業務に携わる職員の生涯教育の指針(Ver.1))

教育指導体制の構築例



※新任救急隊員以外はすべて「教育担当者」として、それぞれの役割で教育、指導を担う（図左）

指導救命士を中心とした教育体制の構築

- 教育を計画的、効果的、効率的に行うためには、各消防組織において体系化された教育体制の構築が必要。
- 指導救命士については教育の企画・運営・指導の中心的役割を担う者として位置づけられる。
- 指導救命士が中心的な役割を担うとともに、いわゆる屋根瓦方式の教育として、新任救急隊員以外をすべて教育担当者（指導者）として位置づけている。

消防本部等での役割例

救急隊員生涯教育に関する企画・運営 (年間教育計画の策定、研修会の開催等)
救急救命士への指導 (主に OJT における救急救命士再教育の指導)
救急隊員への指導、評価
教育担当者への助言
事後検証（一次検証等）の実施、フィードバック
救急ワークステーションでの研修、指導
通信指令員への救急に関する指導
救急全体で共有すべき事柄の伝達・指導 など

対外的（対MC）役割例

MC 協議会への参画（会議等への参加）
MC 協議会との連絡・調整（リエゾン）
事後検証委員会への参画、フィードバック
病院実習での指導、院内研修の補助等 (救急救命士再教育（院内）の計画策定、補助等)
消防学校、救命士養成所等での講師、指導等
MC 圏域等での他消防本部での講師、指導等
国での各種検討会（救急関連）への参画等
全国規模の研修会等への参加
全国救急隊員シンポジウムの企画等への参画など

指導救命士の役割例

- 指導救命士の役割は大きく2つに分けられる
- ① 他の救急隊員に対する指導や助言、研修会等の企画・運営等
(消防本部内の教育・指導)
- ② MC協議会への参画、消防本部とのリエゾン、事後検証の実施やフィードバック、病院実習の補助等
(対外・対MCとしての役割)

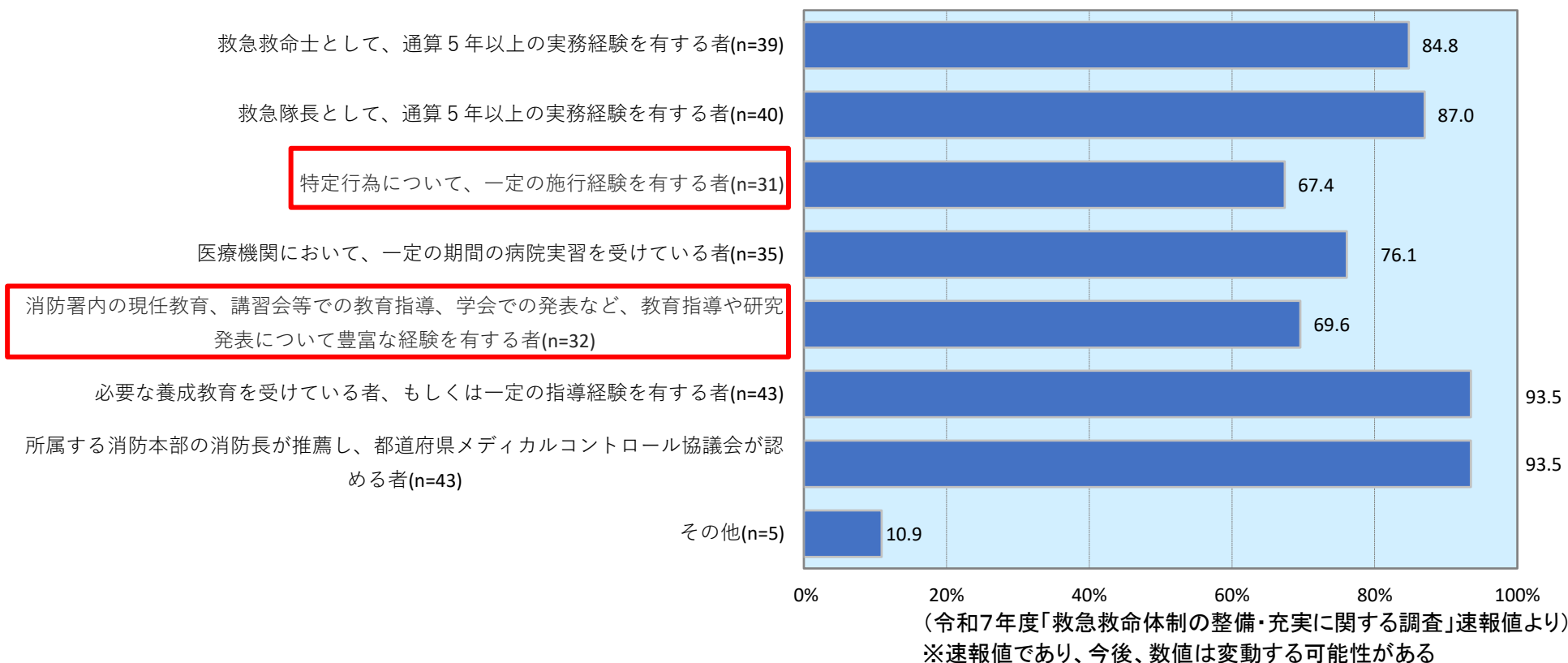
2 救急業務の体制に関する検討

令和7年度救急業務のあり方
に関する検討会(第2回)
資料2(令和7年12月2日)

(16) 各都道府県の指導救命士の認定要件について

- 指導救命士の認定7要件のうち、「特定行為について、一定の施行経験を有する者」、「消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有する者」の要件を採用している都道府県MC協議会の割合は、他の要件と比べて低い値となっている。

指導救命士を認定している都道府県MC協議会における指導救命士の認定要件について、該当するものをすべて選んでください。(複数回答)N=46



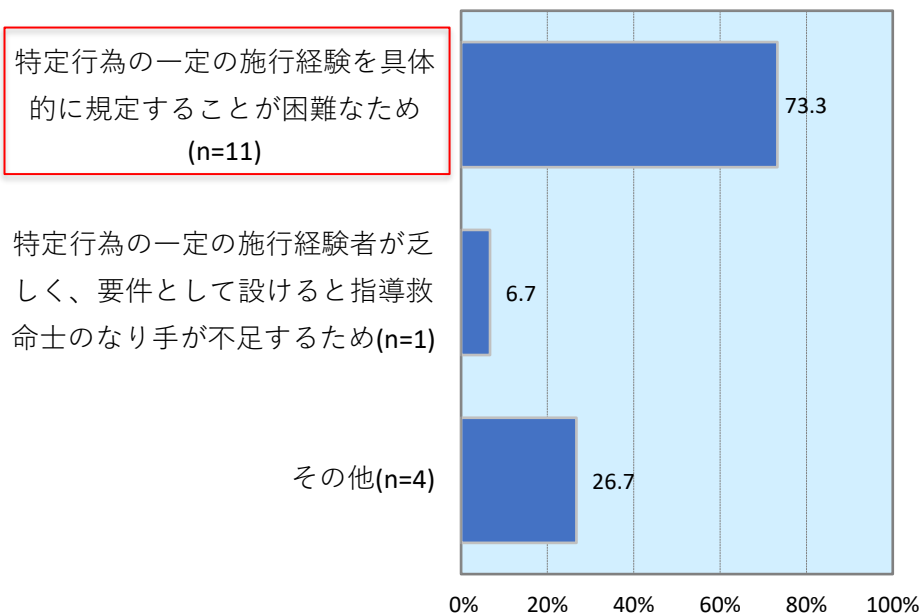
2 救急業務の体制に関する検討

令和7年度救急業務のあり方
に関する検討会(第2回)
資料2(令和7年12月2日)

(18) 特定行為の施行経験について

- 指導救命士の認定要件について、「特定行為について、一定の施行経験を有する者」を採用していない理由として、「特定行為の一定の施行経験を具体的に規定することが困難なため」という理由が73.3%と高い。

指導救命士の認定要件について、「3.特定行為について、一定の施行経験を有する者」を選択していない都道府県MC協議会にお聞きます。
特定行為の一定の施行経験を要件に含んでいない理由として該当するものをすべて選んでください。(複数回答)N=15



【参考:平成26年通知に示す一定の施行経験の参考値】

【算出方法及び参考値】

- ①気管挿管認定救命士による気管挿管実施件数／気管挿管認定救命士数
 - ②薬剤投与認定救命士による薬剤投与実施件数／薬剤投与認定救命士数
 - ③静脈路確保実施件数／運用救急救命士数
 - ④ラリングアルマスク等実施件数／運用救急救命士数
- $(① + ② + ③ + ④) \times 5(\text{年}) = \text{参考値} 26 \text{件}$
「平成24年版 救急・救助の現況」より算定

(令和7年度「救急救命体制の整備・充実に係る調査」速報値より)

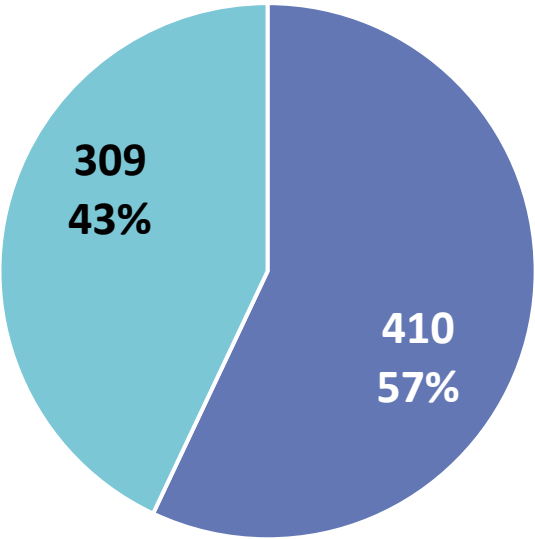
※速報値であり、今後、数値は変動する可能性がある

2 救急業務の体制に関する検討

(2) 特定行為の施行経験に係る指導救命士の認定要件

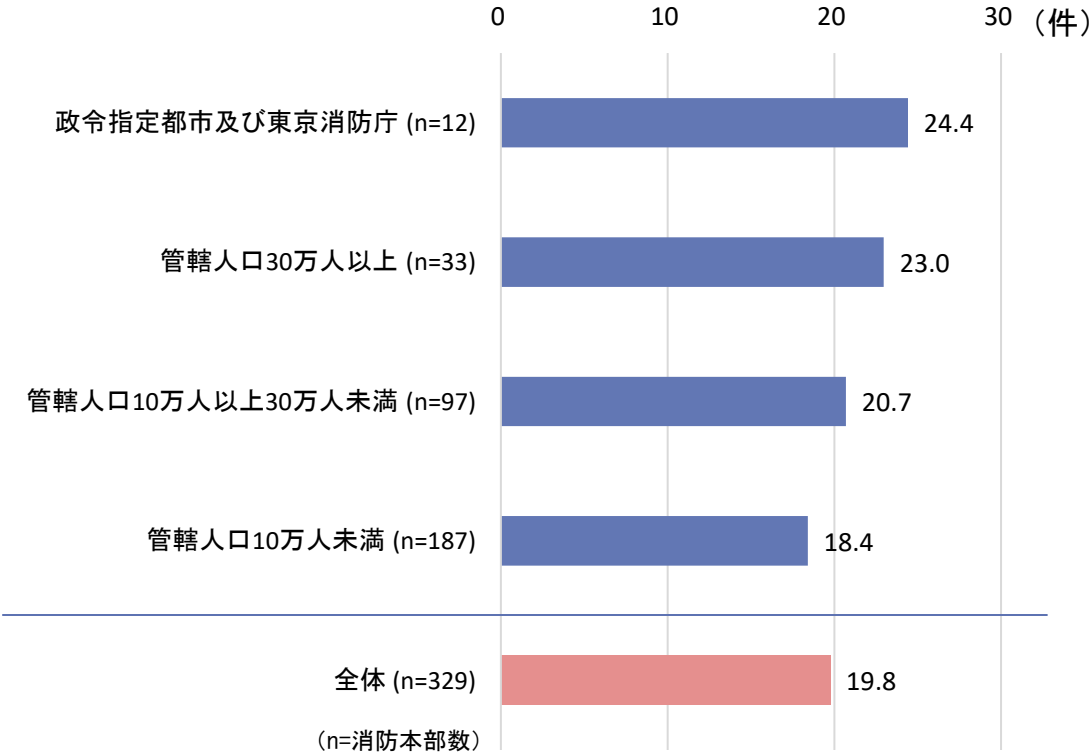
- 指導救命士の認定において、全特定行為の合計施行件数が一定以上であることを要件としている消防本部は、約57%（410本部）であった。
- 要件としている全特定行為の合計施行件数は、平均して約20件であった。管轄地域の人口規模の大きい消防本部ほど、要件としている全特定行為の合計施行件数が多い傾向があった。

全特定行為の合計施行件数を
指導救命士の認定要件としているか
(消防本部数 (N=719))



■ 要件としている
■ 要件としていない

要件としている全特定行為の合計施行件数(平均)



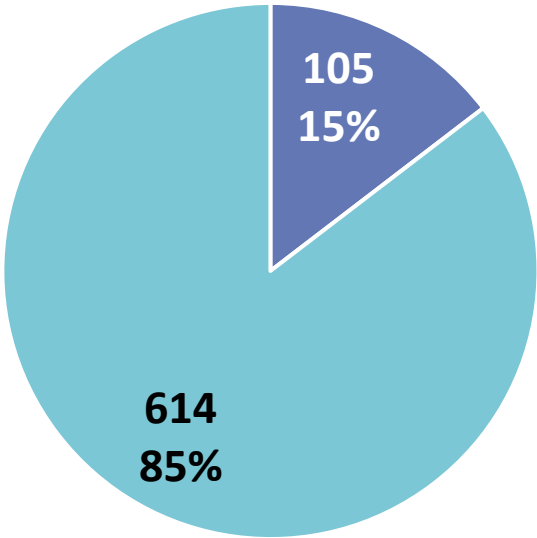
注: 認定要件としている件数について回答があった329消防本部のデータから平均値を算出

2 救急業務の体制に関する検討

(2) 特定行為の施行経験に係る指導救命士の認定要件

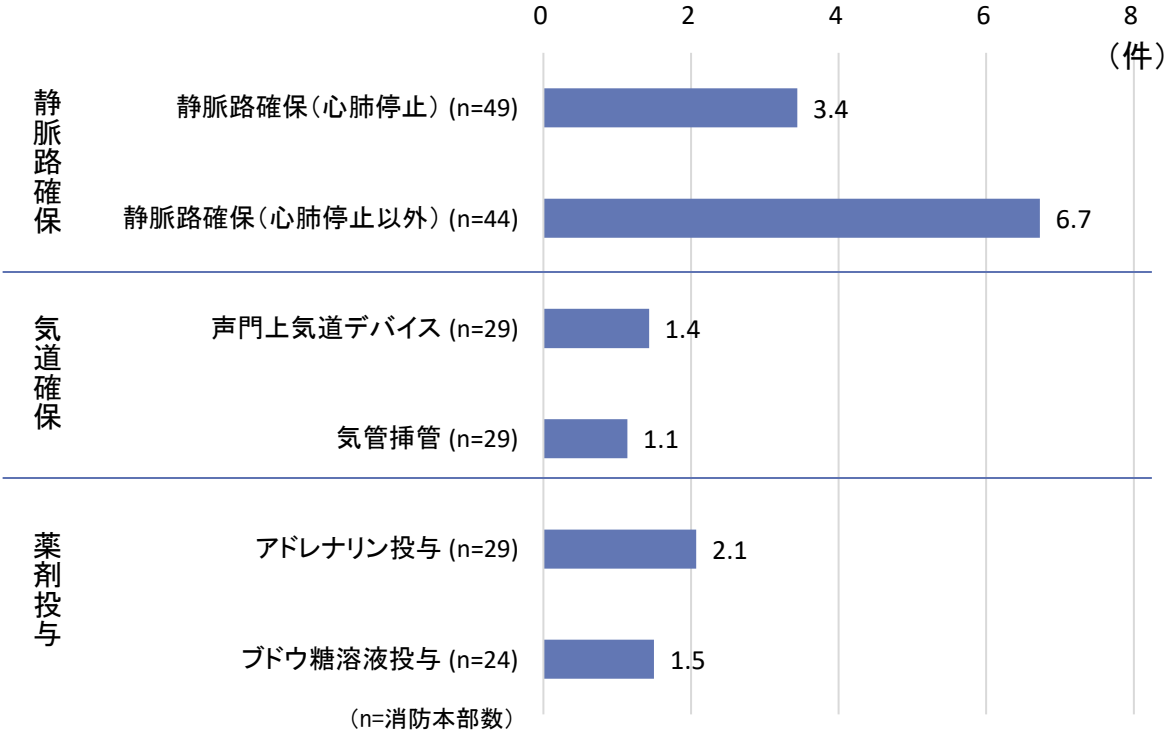
- 指導救命士の認定要件について、個別の特定行為ごとに施行件数が一定以上であることを要件としている消防本部は、約15%（105消防本部）であった。
- 要件としている施行件数は、「静脈路確保」に関する処置では3～6件程度と多い一方で、「気道確保」、「薬剤投与」に関する処置では1～2件程度と少ない傾向があった。

個別の特定行為ごとの施行件数を
指導救命士の認定要件としているか
(消防本部数 (N=719))



■ 要件としている
■ 要件としていない

要件としている個別の特定行為ごとの施行件数(平均)

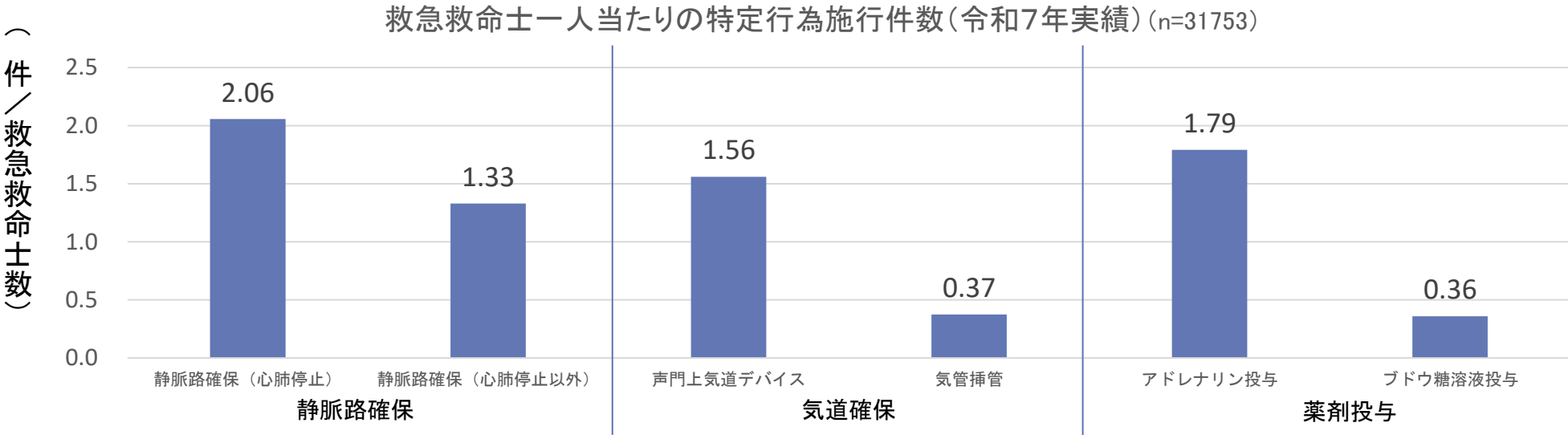


注: 認定要件としている件数について回答があった消防本部のデータから平均値を算出
薬剤投与について合算するなど、一部の特定行為を合計した件数を要件としている場合は、それぞれに按分

2 救急業務の体制に関する検討

(3) 救急救命士一人当たりの特定行為施行回数

- 救急救命士一人当たりの特定行為施行件数は、静脈路確保、声門上気道デバイス、アドレナリン投与ではそれぞれ年間1～2件であった。気管挿管、ブドウ糖溶液投与は年間約0.3回と少ない傾向にあった。
- 消防本部ごとに、救急救命士一人当たりの特定行為施行件数の分布をみると、気管挿管、ブドウ糖溶液投与の件数が少ない傾向があったほか、いずれの特定行為についても年間0件の消防本部がある一方で、最大値はブドウ糖溶液投与を除き年間5件を超えており、消防本部ごとに大きなばらつきがあった。



(参考)消防本部ごとの 救急救命士一人当たり特定行為施行件数(N=719)		最小値(件)	第一四分位数(件)	中央値(件)	第三四分位数(件)	最大値(件)
静脈路確保	静脈路確保(心肺停止)	0.00	1.00	1.69	2.54	8.41
	静脈路確保(心肺停止以外)	0.00	0.46	0.83	1.55	12.33
気道確保	声門上気道デバイス	0.00	0.37	1.00	1.95	7.27
	気管挿管	0.00	0.04	0.15	0.41	6.56
薬剤投与	アドレナリン投与	0.00	0.73	1.29	2.10	11.00
	ブドウ糖溶液投与	0.00	0.13	0.26	0.42	2.03

2 救急業務の体制に関する検討

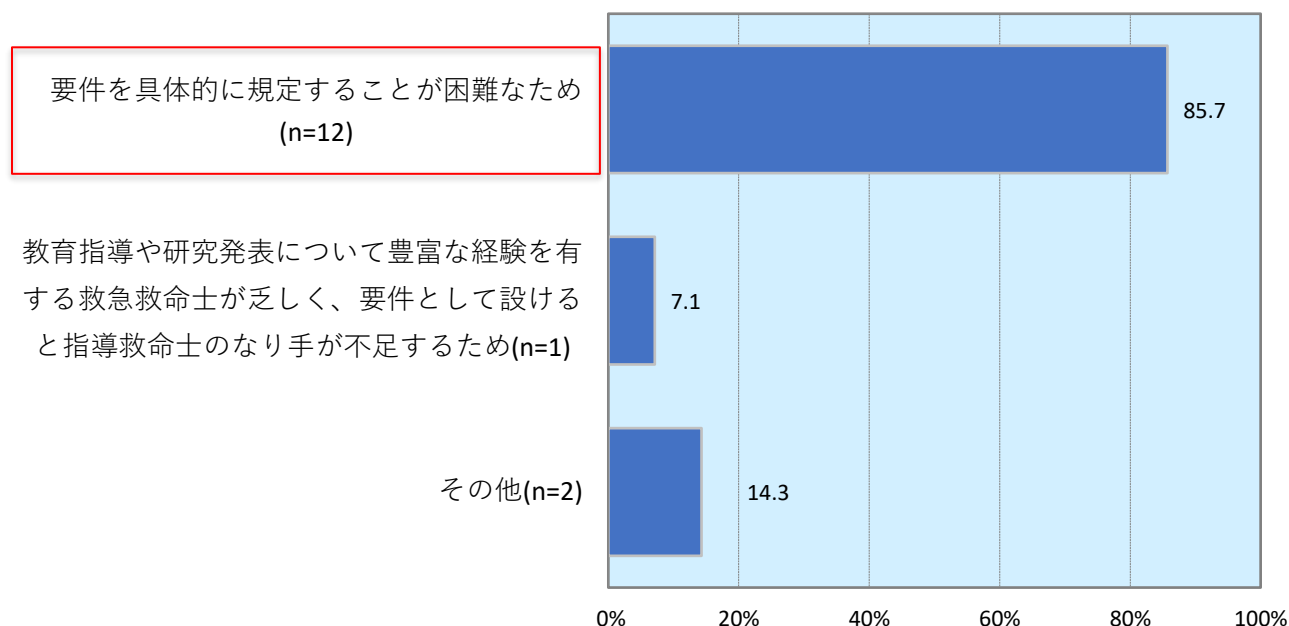
令和7年度救急業務のあり方
に関する検討会(第2回)
資料2(令和7年12月2日)

(19) 教育指導や研究発表に関する経験について

- 指導救命士の認定要件について、「消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有する者」を採用していない理由として、「要件を具体的に規定することが困難なため」という理由が85.7%と高い。

指導救命士の認定要件について、「5.消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有する者」を選択していない都道府県MCにお聞きします。教育指導や研究発表の経験を要件に含んでいない理由として該当するものをすべて選んでください。

(複数回答)N=14



(令和7年度「救急救命体制の整備・充実に係る調査」速報値より)

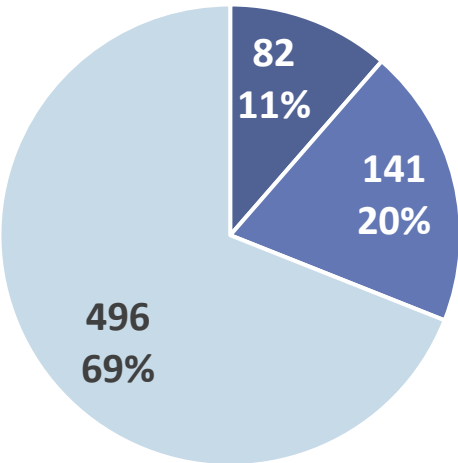
※速報値であり、今後、数値は変動する可能性がある

2 救急業務の体制に関する検討

(4) 研究発表・教育指導に係る指導救命士の認定要件

- 指導救命士の認定要件について、**研究発表**の具体的な件数を要件としている消防本部は、約11%（82消防本部）であり、「一定の経験」等を要件としているが件数は決めていない消防本部は、約20%（141消防本部）であった。
- 具体的な件数を要件としている消防本部では、発表の場について特定の規模を定め、件数を1～2件以上としている例が多かった。

研究発表の経験を
指導救命士の認定要件としているか
(消防本部数 (N=719))



- 具体的な件数を要件としている
- 「一定の経験」等を要件としているが、件数は決めていない
- 要件としていない

具体的な件数を要件としている例

- 都道府県MC圏域規模の学会等での研究発表等件数 1 件以上
- 全国規模の学会等での研究発表等件数 1 件以上
- 少なくとも全県レベル以上の各種発表会等において、直近 3 年間で 1 件以上
- 都道府県以上の規模で過去 5 年で 1 件以上
- 消防本部以上の規模で 2 件以上

など

全国規模の学会、全国MC協議会連絡会等での研究発表等の例

- 全国救急隊員シンポジウム
- 全国メディカルコントロール協議会連絡会
- 日本臨床救急医学会学術集会 など

複数の都道府県にまたがる規模の学会等の例

- 日本救急医学会各地方会学術集会
- 蘇生アカデミー など

都道府県MC圏域規模の学会等の例

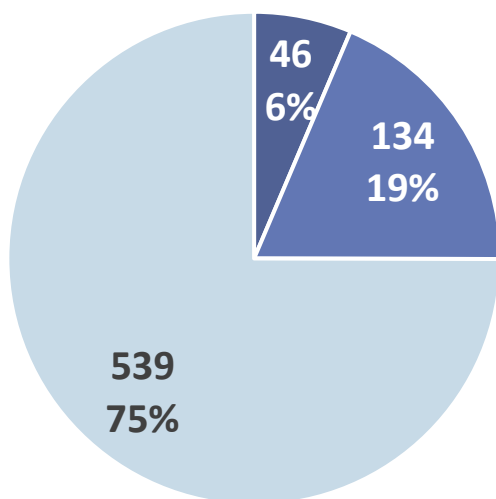
- 県救命救急医学研修会
- 県救急医学会救急隊員部会 など

2 救急業務の体制に関する検討

(4) 研究発表・教育指導に係る指導救命士の認定要件

- 指導救命士の認定要件について、**教育指導の具体的な件数を要件としている消防本部は、約6%（46消防本部）**であり、「**一定の経験**」等を要件としているが件数は決めていない消防本部は、約19%（134消防本部）であった。
- 具体的な件数を要件としている消防本部では、その件数を1～2件以上としている例が多かった。指導教官としての経験を求めている消防本部もあった。

教育指導の経験を
指導救命士の認定要件としているか
(消防本部数 (N=719))



- 具体的な件数を要件としている
- 「一定の経験」等を要件としているが、件数は決めていない
- 要件としていない

具体的な件数を要件としている例

- 都道府県MC圏域の隊員等に対する教育指導等件数1件以上
- 地域MC圏域の隊員等に対する教育指導等件数1件以上
- 消防本部内の隊員等に対する教育指導等件数2件以上
- 救急救命士養成所の指導教官として1年以上

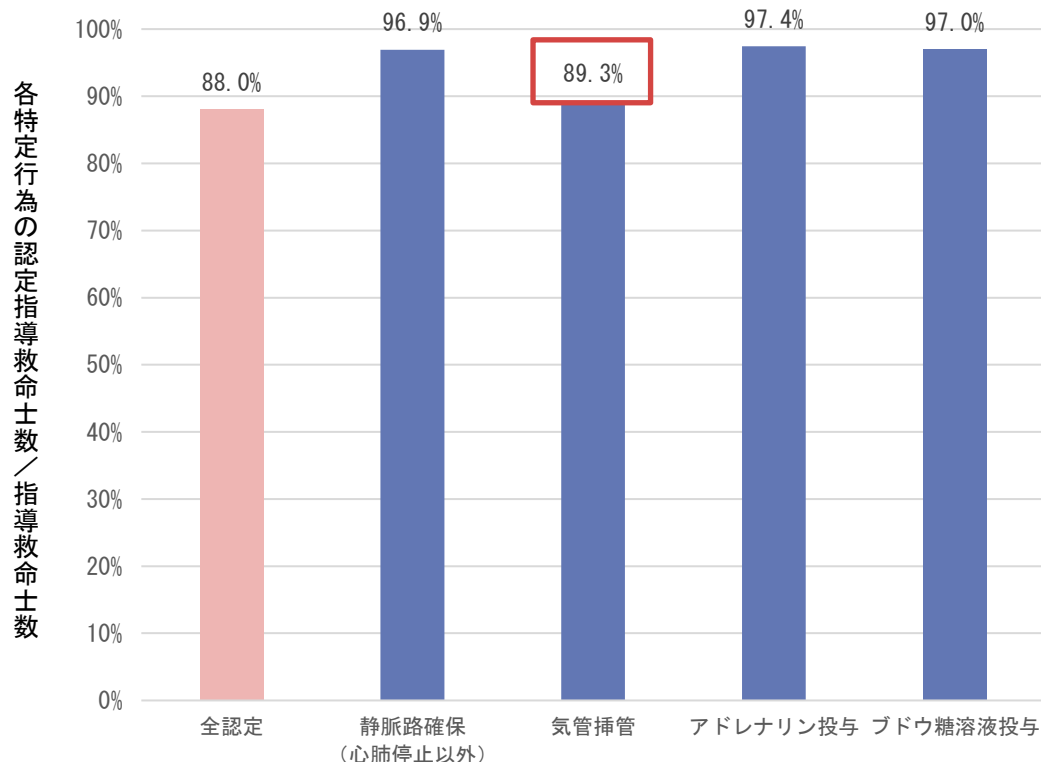
など

2 救急業務の体制に関する検討

(5) 指導救命士の要件において全特定行為認定を位置付ける上での課題

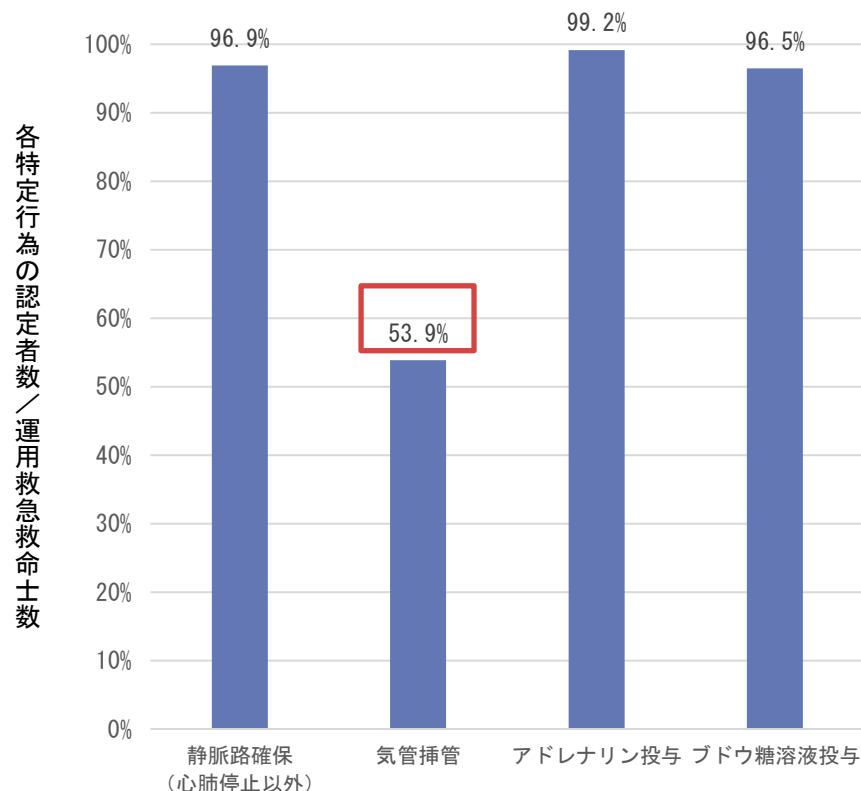
- 指導救命士のうち、約88%はすべての特定行為について認定を受けていた。
- 多くの特定行為において、指導救命士の認定割合は、運用救急救命士全体の認定割合と比較して高かった。特に、「気管挿管」の認定割合は、指導救命士では約89%、全ての運用救急救命士では約54%であり、その差が大きかった。

指導救命士の特定行為の認定状況



(令和8年5月12日付け事務連絡「救急業務の体制について」調査結果より)

(参考) 運用救命士の特定行為の認定状況



(「令和7年版 救急・救助の現況」より)

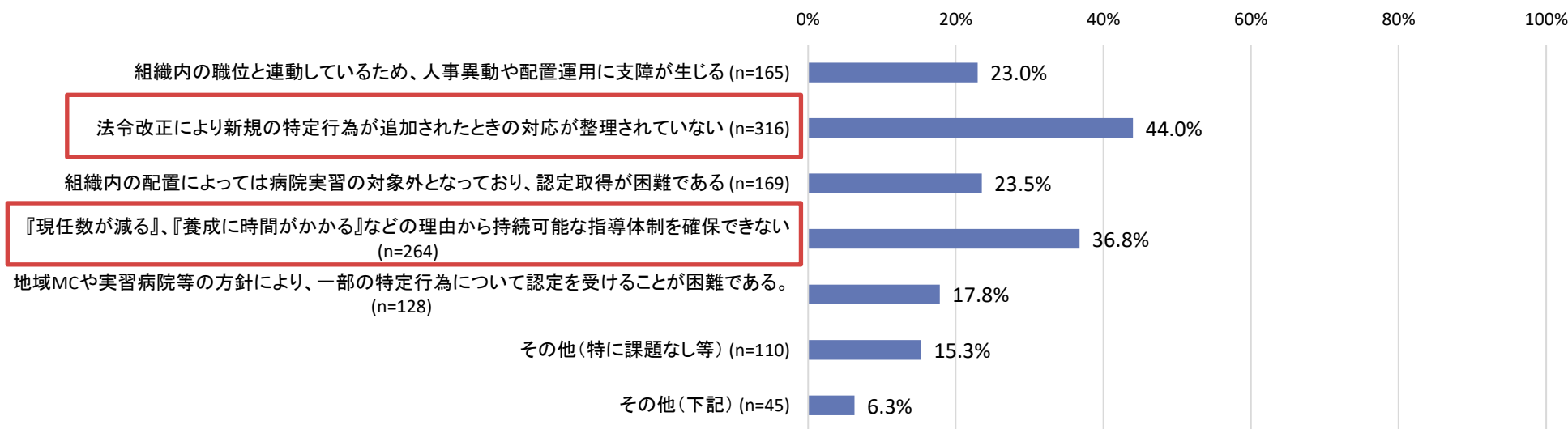
2 救急業務の体制に関する検討

(5) 指導救命士の要件において全特定行為認定を位置付ける上での課題

- 指導救命士を配置する消防本部に対して、指導救命士としての認定要件に「すべての特定行為の認定を受けていること」が追加された場合の課題を調査したところ、「新規の特定行為が追加された際の対応が整理されていないこと」、「現任数が減る、養成に時間がかかるなどの理由から持続的な指導体制を確保できない」などが挙げた。

指導救命士としての認定要件に「すべての特定行為の認定を受けていること」が追加された場合、
貴消防本部において考えられる課題

※複数回答（n=679）



「その他」の具体例

- 指導救命士の資格取得よりも特定行為の認定取得を優先する運用となることが考えられ、指導救命士として必要な資質や指導能力の評価が後回しとなることが懸念される。
- 気管挿管実習の進捗状況が遅れており、未認定者が多数いる。
- ビデオ喉頭鏡が要件に入ると、今年度からMCの事業として開始するため指導救命士数が大幅に減る。

（令和8年5月12日付け事務連絡「救急業務の体制について」調査結果より）

2 救急業務の体制に関する検討

(5) 指導救命士の要件において全特定行為認定を位置付ける上での課題

- 救急救命士の行う救急救命処置の範囲については、厚生労働省の「救急救命処置の在り方に関する検討会」において見直しが検討されている。

規制改革実施計画a及びbに掲げられた処置のスケジュール(案)					
救急救命処置検討委員会		これまでの経緯	検討スケジュール		
提案の内容	検討結果		令和7年度	令和8年度	令和9年度～
心肺停止に対するアドレナリン投与等の包括指示化	カテゴリーⅡ	2021年 厚労科研で実態調査 2022年 救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会(以下「厚労検討会」という)に報告 2023年 厚労科研で指示等の整理	検討会にて議論し結論を得る		結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる
アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与 ※自己注射が可能なアドレナリン製剤の処方を受けていない傷病者	カテゴリーⅡ	2023年 厚労科研で観察研究 2024年 厚労検討会に報告 ※厚労検討会のまとめ 2025年 実証事業(12月末までを予定)	厚労科学特別研究事業による実証	実証の結果を検討会にて検証し、結論を得る	結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる
気管切開チューブの事故抜去時のチューブの再挿入	カテゴリーⅡ	2021年 厚労科研で検討は行ったが報告書にまとめるには至らず。 2024年 検討状況を厚労検討会に報告	救急救命処置検討委員会にて検討し、結果を報告の上、結論を得る(令和8年度報告予定)		結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる
急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送	カテゴリーⅠ	脳卒中・循環器病対策基本法への対応の一環として、消防庁より当処置についての通知が発出されている。	検討会にて議論し結論を得る	結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる	
心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸	カテゴリーⅡ	消防庁告示「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和五十三年消防庁告示第二号)には、救急隊員の応急処置として「自動式人工呼吸器による人工呼吸」と明記され、心肺停止を対象に多くの地域で実施されている。	検討会にて議論し結論を得る	結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる	
外傷による出血性ショックに対するトラスキサム酸の静脈内投与(生理食塩水の投与も含む)	未了	2025年～ 厚労省「救急救命士が実施する救急救命処置の追加要望の検討事業」において、救急救命処置検討委員会にて検討中	救急救命処置検討委員会にて検討し、結果を報告の上、結論を得る(令和8年度報告予定)		結論を得次第、速やかに必要な措置を講じる

2 救急業務の体制に関する検討

(6) 指導救命士の待遇等

- ・ 指導救命士に対して、身分面、給与面、組織的支援等の特別な措置を設けている消防本部は約12%（83消防本部）であった。
- ・ 特別な措置の内容としては、研修費用の公費負担や昇任試験における加点など、技能の維持向上や組織内でのキャリアアップなどを行っている例があった。

指導救命士に対して、身分面、給与面、業務を遂行する上での組織的支援等について、指導救命士以外の救急救命士と比較して特別な措置を設けているか（N=719）



注：自由記載の設問に対する回答を集計して算出した

【『設けている』と答えた消防本部の具体的な取組】

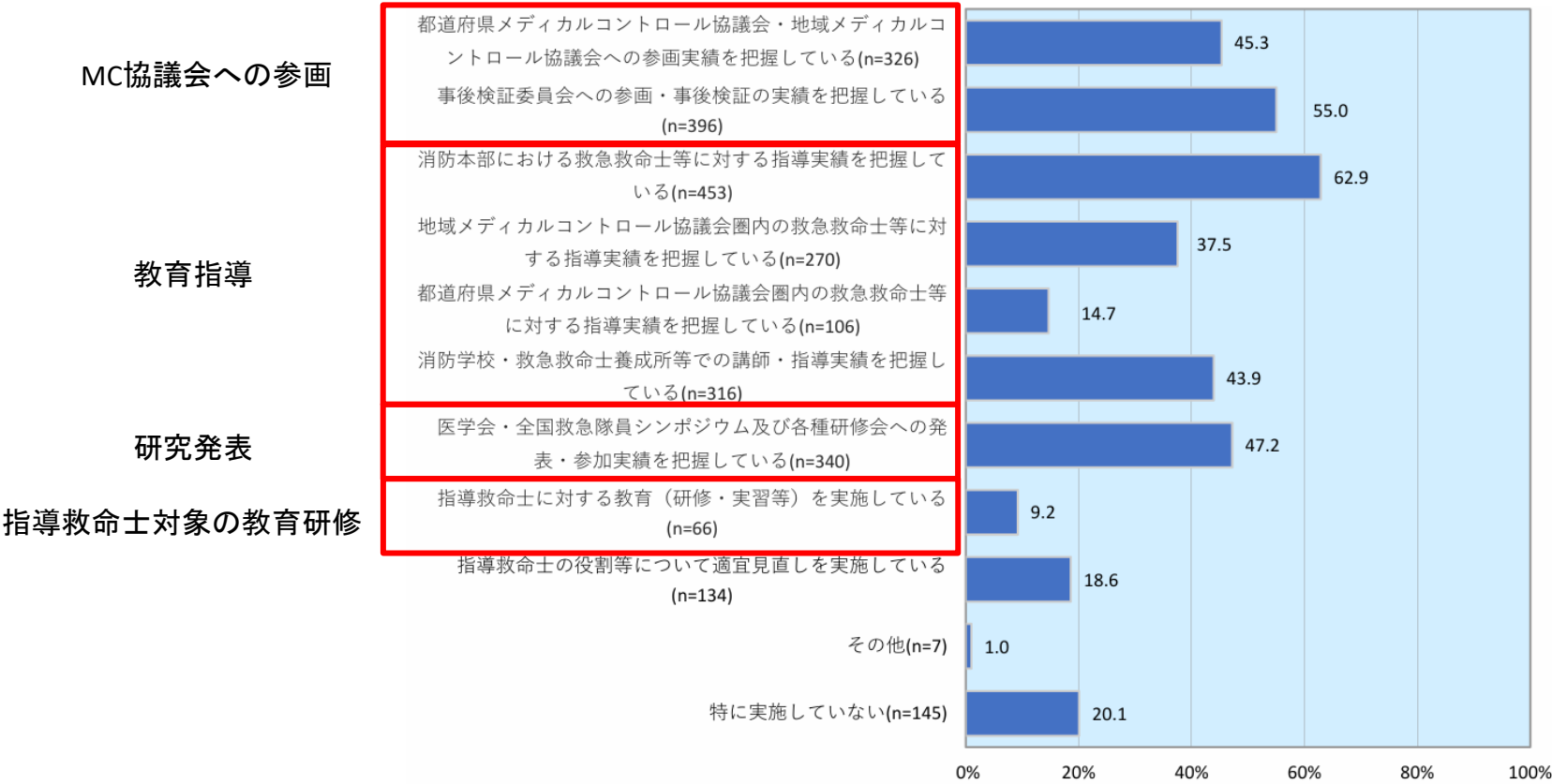
- ・ 各種研修会等の参加料や旅費を支給したり、図書費を公費負担したりしている。
- ・ 昇任試験において加点が行われるなど、昇任、昇格などで考慮している。
- ・ 指導救命士としての業務をさせるために、担当業務を調整することで業務時間確保したり、日勤部署へ配置する等の労務管理を行っている。
- ・ ワッペンを貸与している。

2 救急業務の体制に関する検討

(7) 指導救命士の質の維持向上を図るための取組

- 指導救命士の運用(活躍の場や役割)や、質の維持向上を図るための取組としては、「消防本部における救急救命士等に対する指導実績」、「事後検証委員会への参画・事後検証の実績」、「医学会・全国救急隊員シンポジウム及び各種研修会への発表・参加実績」の把握を行っている消防本部が多かった。

消防本部において、指導救命士の運用(活躍の場や役割)や、質の維持向上を図るための取組を実施していますか。
該当するものをすべて選んでください。(N=680)

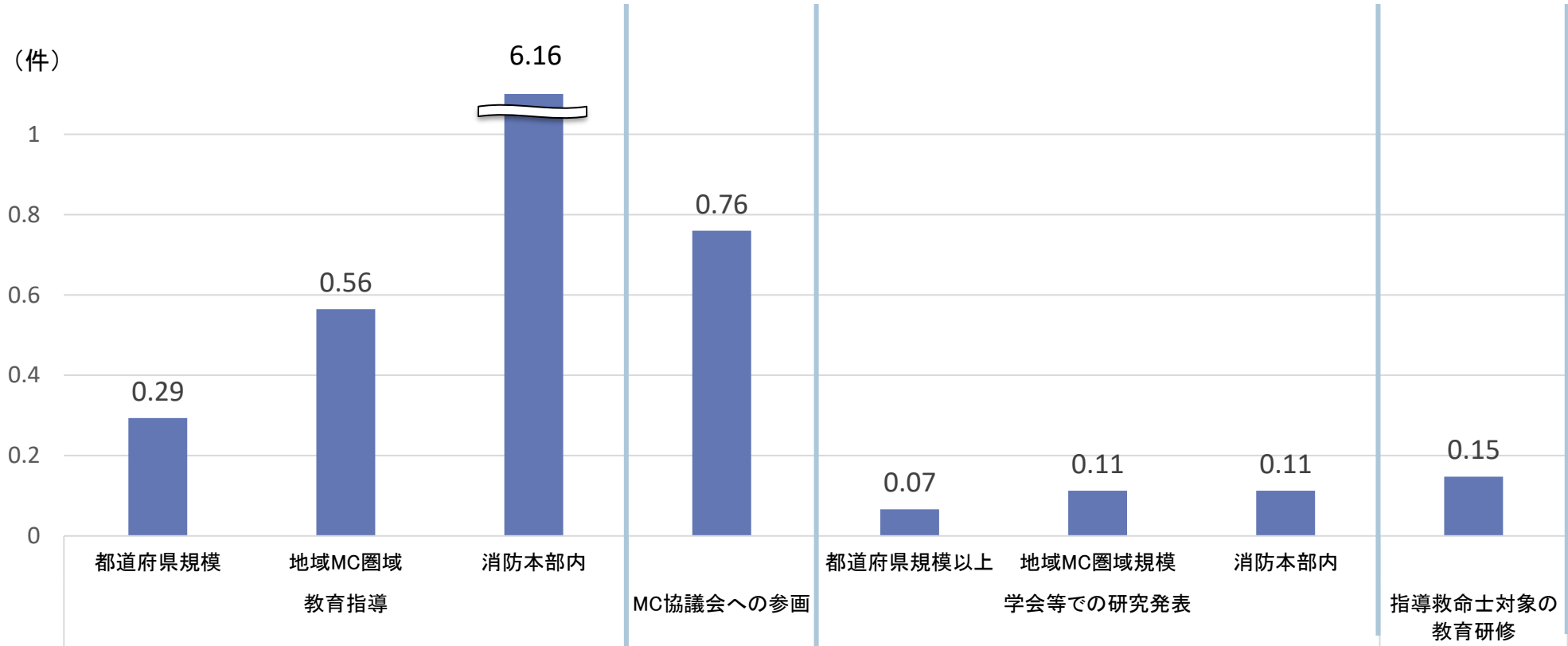


2 救急業務の体制に関する検討

(7) 指導救命士の質の維持向上を図るための取組

- 消防本部に対して、指導救命士の活躍の場や役割として挙げられている「教育指導」、「MC協議会への参画」及び質の維持向上を図るための取組として挙げられている「学会等での研究発表」、「指導救命士対象の教育研修」の各項目について、その実績を調査した。
- 「教育指導」の実施件数は年間約6.2件と多い一方で、「MC協議会への参画」、「学会等での研究発表」、「指導救命士対象の教育研修」の実施件数はいずれも年間1件未満であった。

指導救命士一人当たりの年間実施件数(令和7年実績)(n=3951)



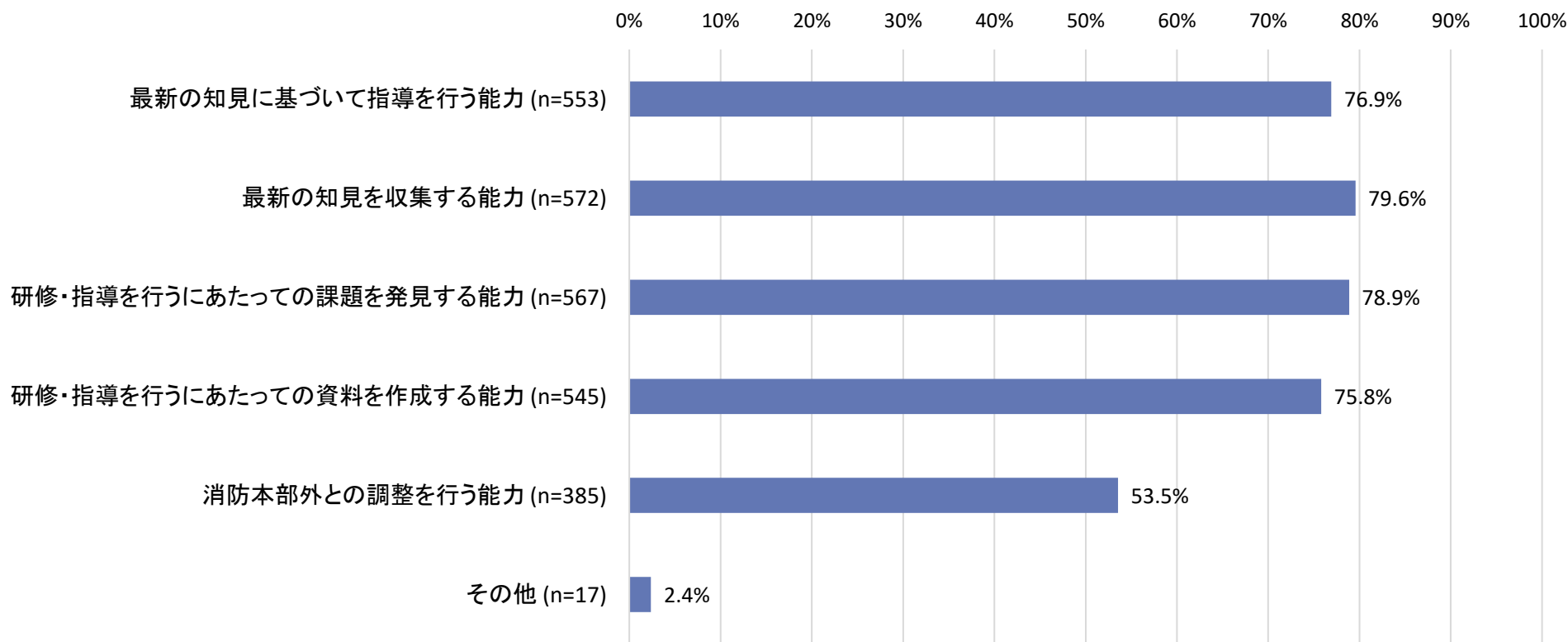
(令和8年5月12日付け事務連絡「救急業務の体制に関する調査」調査結果より)
注:「指導救命士対象の教育研修」には、受講生としての参加のほか、講師としての参加を含む。 19

2 救急業務の体制に関する検討

(7) 指導救命士の質の維持向上を図るための取組

- 消防本部に対して、「学会等で研究発表を行うことにより、指導救命士に必要な資質・能力を向上させる上でどのようなことに役立つと考えるか」を聞いたところ、「最新の知見を収集する能力」、「研修・指導を行うにあたっての課題を発見する能力」、「最新の知見に基づいて指導を行う能力」、「研修・指導を行うにあたっての資料を作成する能力」が多かった。

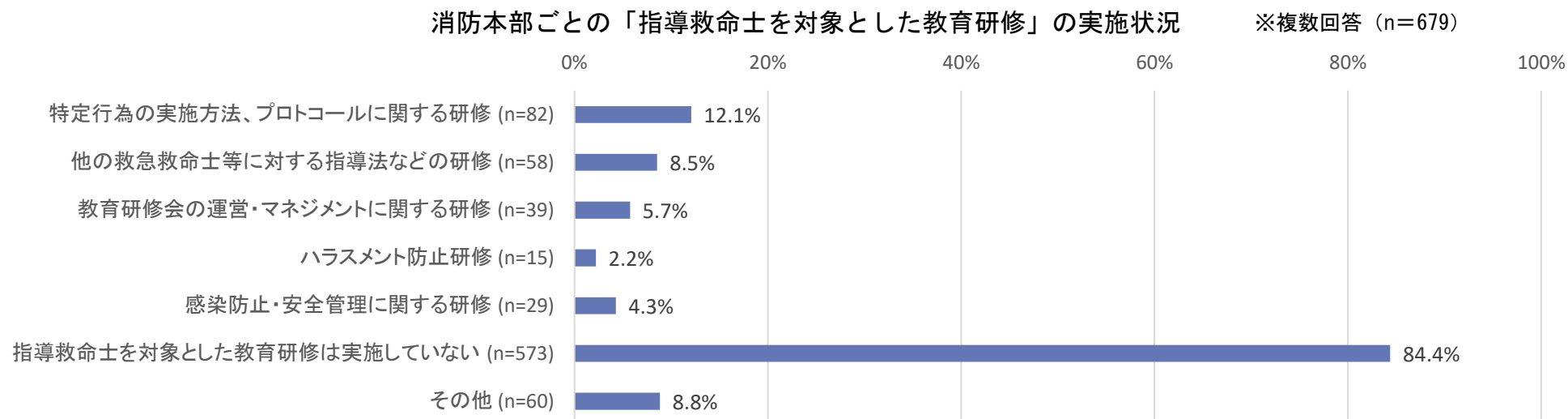
学会等で研究発表を行うことにより、指導救命士に必要な資質・能力を向上させる上で
どのようなことに役立つと考えるか。(N=719)



2 救急業務の体制に関する検討

(7) 指導救命士の質の維持向上を図るための取組

- ・ 指導救命士を対象とした教育研修は、約84%の消防本部では実施されていない。
- ・ 実施している消防本部では、特定行為の実施方法・プロトコールに関する研修、他の救急救命士等に対する指導法などの研修、教育研修会の運営・マネジメントに関する研修等が実施されていた。



「その他」の具体例

- ・ 各自、オフジョブでセミナーなど受講している。
- ・ ほぼ毎月開催する事例検討や意見交換のための会議への参画や救急隊員を対象とした巡回指導、集合教養における指導者としての活動を通じて能力の向上を図っている。
- ・ 新規指導救命士研修修了者による指導救命士へのフィードバック研修。
- ・ 指導救命士会議を開催し、相互フィードバックを行っている
- ・ 県MCで開催される指導救命士再任講習会への参加

2 救急業務の体制に関する検討

(8) 指導救命士に関する検討事項

現状

- 指導救命士の認定要件について、個別の特定行為ごとに施行件数が一定以上であることを要件としている消防本部は、約15%(105消防本部)であった。要件としている施行件数は、「静脈路確保」に関する処置では3～6件程度と多い一方で、「気道確保」、「薬剤投与」に関する処置では1～2件程度と少ない傾向があった。
- 救急救命士一人当たりの特定行為施行件数は、静脈路確保、声門上気道デバイス、アドレナリン投与ではそれぞれ年間1～2件であった。気管挿管、ブドウ糖溶液投与は年間約0.3回と少ない傾向にあった。また、特定行為施行件数は、消防本部ごとに大きなばらつきがあった。
- 「研究発表」、「教育指導」に係る指導救命士の認定要件については、どちらの項目についても1～2件以上としている例が多かった。
- 指導救命士のうち、約88%はすべての特定行為について認定を受けていた。指導救命士としての認定要件に「すべての特定行為の認定を受けていること」が追加された場合の課題として、「新規の特定行為が追加された際の対応が整理されていないこと」、「現任数が減る、養成に時間がかかるなどの理由から持続的な指導体制を確保できない」などが挙げられた。
- 指導救命士に対して、研修費用の公費負担や昇任試験における加点など、技能の維持向上や組織内でのキャリアアップなどを行っている例があった。
- 消防本部に対して、指導救命士の活躍の場や役割として挙げられている「教育指導」、「MC協議会への参画」及び質の維持向上を図るための取組として挙げられている「学会等での研究発表」、「指導救命士対象の教育研修」の各項目について、その実績を調査した。「教育指導」の実施件数は年間約6.2件と多い一方で、「MC協議会への参画」、「学会等での研究発表」、「指導救命士対象の教育研修」の実施件数はいずれも年間1件未満であった。

本検討会における検討事項

- 指導救命士が他の救急救命士の教育に一定の役割を担う体制について、全国同程度の水準で構築することを目指す観点から、指導的立場を担うにあたって最低限必要であると例示する「特定行為経験症例数」、「教育指導や研究発表を行う場とその回数」についてどのように考えるか。
- 指導救命士の認定要件として、すべての特定行為の認定を受けることが望ましいことを位置付けるにあたり、新たに救急救命処置が追加された場合等に指導救命士の認定を阻害することがないように、どのような配慮を行うべきか。
- 指導救命士に対するインセンティブとして、研修費用の公費負担や昇任試験における加点など、技能の維持向上や組織内でのキャリアアップなどの事例を示すことについてどのように考えるか。
- 指導救命士が継続して救急救命士の教育やMC協議会において役割を担う体制について、全国同程度の水準で維持・向上を図る観点から、指導救命士の「指導実績数」、「MC協議会への参画件数」、「教育指導や研究発表を担う場とその回数」、「指導救命士への教育研修の内容とその回数」などについて、継続的に求められる実績として例示することについてどのように考えるか。